工事共通仕様書

令和7年2月 資源循環局

目 次

第 1	総則	
1	一般事項	3
2	諸法令の遵守	4
3	規格等	4
4	用語の定義	4
5	官公庁その他への手続き等	4
6	工事実績情報の作成、及び登録	
7	施工体制台帳、施工体系図の提出等	5
8	工事現場における施工体制の点検	5
9	建設副産物情報交換システム(COBRIS)	6
10		
11	建設業退職金共済制度の推進	6
12	公共事業労務費調査等の協力	6
13		
14		
15	工事の一時中止	7
第2	工事関係図書	8
1	提出書類、及び提出方法	8
2	火災保険等	8
3	施工計画書	8
4	施工図	8
5	工事月報	9
6	現場休業届	9
7	工事記録写真	g
8	完成図書その他	9
第3	施工管理	10
1	使用機器、及び材料	10
2	施工	10
3	工事現場管理	10
4	安全管理	11
5	法定資格者等	12
6	建設副産物の処理	13
第4	検査	
1	検査の種類	
2	施工時立会検査	14
第5	契約不適合責任	1 /
あり 1	契約不適合責任期間	
2	契約不適合責任点検	
	契約不適合責任修補	
J	大小工工则 口 县 江,10年	14

第1 総則

1 一般事項

- (1) この共通仕様書は、資源循環局が発注する工事に適用するもので、工事請負契約約款に 定める仕様書の一部を構成する。
- (2) 設計図書等の優先順位は次のとおりとする。

設計図書等		優先 順位	適用
現場説明書(質問回答書を含む)		1	全ての工事
内訳書		2	全ての工事
特記仕様書		3	全ての工事
設計図		4	全ての工事
工事共通仕様書	横浜市	5	全ての工事
電気設備工事共通仕様書	資源循環局	6	電気設備工事
横浜市建築局建築工事特則仕様書	146.500 1.	7	建築工事
横浜市建築局機械設備工事特則仕様書	横浜市建築局	7	機械設備工事
横浜市建築局電気設備工事特則仕様書		7	電気設備工事
横浜市土木工事共通仕様書	横浜市	7	土木工事
公共建築工事標準仕様書 建築工事編		8	建築工事
公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編		8	電気設備工事
公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編		8	機械設備工事
公共建築改修工事標準仕様書 建築工事編	国土交通省 大臣官房 官庁営繕部	8	建築工事
公共建築改修工事標準仕様書 電気設備工事編		8	電気設備工事
公共建築改修工事標準仕様書 機械設備工事編		8	機械設備工事
公共建築設備工事標準図 電気設備工事編		8	電気設備工事
公共建築設備工事標準図 機械設備工事編		8	機械設備工事

(3) 本施工に関する基準は、設計図書の指示によるほか次による。

設計図書の各付	設計図書の各仕様書、及び図面等	
建築工事監理指針		
建築改修工事監理指針	国工大场火土医安克安安设施加斯族	
機械設備工事監理指針	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	
電気設備工事監理指針		
土木工事施工管理基準	横浜市道路局	
機械設備工事施工マニュアル	横浜市建築局	
電気設備工事施工マニュアル	供 供印建条列	

工事種別により以上の記載以外に必要な基準等は、特記仕様書に記載する。

2 諸法令の遵守

- (1) 請負人は、当該工事に関して諸法令を遵守し、工事の円滑な進行を図るとともに、諸法令の運用、適用は請負人の責任において行うこと。
- (2) 遵守する主な法令は次に示すとおり。
 - ·地方自治法
 - 建設業法
 - 下請代金支払遅延等防止法
 - 労働基準法
 - 労働安全衛生法
 - 作業環境測定法
 - じん肺法
 - ・建設労働者の雇用の改善等に関する法律
 - ・出入国管理及び難民認定法
 - 道路法
 - 道路交通法
 - 道路運送車両法
 - ・地すべり等防止法
 - 河川法
 - 海岸法
 - 港則法
 - 軌道法
 - 下水道法
 - 航空法
 - · 公有水面埋立法
 - 環境基本法

- 火薬類取締法
- 大気汚染防止法
- 騒音規制法
- 水質汚濁防止法
- 振動規制法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 電気事業法
- · 電気工事士法
- 計量法
- 電波法
- 消防法
- 測量法
- 建築基準法
- ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に 関する法律
- ・個人情報の保護に関する法律
- 神奈川県条例
- 横浜市条例
- (3) 施工に当たっては、労働安全衛生法、及びその他諸法令を遵守し、設計図書に従い本市の業務に支障を来たさぬよう、監督員と十分協議し速やかに行うこと。
- (4) 請負人は、諸法令に違反したことにより問題が発生した場合は、請負人の責任において解決すること。
- (5) 請負人は、本工事の計画、図面、仕様書及び契約に関して諸法令に照らし矛盾等が判明した場合には、直ちに監督員と協議すること。

3 規格等

準拠する主な規格は次のとおり。

- · J I S 日本産業規格
- · JAS 日本農林規格
- · ISO 国際標準化機構規格
- I E C 国際電気標準会議規格
- ・日本水道協会規格 (JWWA)
- ·空気調和・衛生工学会規格(HASS)
- ・その他、関連団体規格、関連の規格に準拠する

4 用語の定義

「監督員」とは、「横浜市請負工事監督事務取扱規程」による監督員を言い、総括監督員、主任監督員、担当監督員及び委託監督員を言う。

5 官公庁その他への手続き等

工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公庁、及びその他機関への届出等を法令又は 設計図書の定めにより実施すること。

6 工事実績情報の作成、及び登録

請負人は、工事請負金額が500万円以上の工事について、必要書類を作成し本市監督員の確認後、工事実績情報システム(CORINS)へ、次のとおり登録すること。

種類	登録時期	登録期間※2
受注登録	工事受注時	契約締結後10日以内
変更登録	登録内容の変更時※1	変更契約締結後10日以内
竣工登録	工事完成時	工事完成後10日以内

- ※1 工期、配置技術者又は現場代理人に変更が生じた場合に行う。工事請負代金のみの変更登録は省略できるが、竣工登録時に変更内容を反映した登録をすること。ただし、工事請負代金の変更により500万円を超える場合又は配置技術者の専任が必要となる金額に変更した場合は、省略できない。
- ※2 期間には、横浜市の休日を定める条例に定める横浜市の休日は含まない。

7 施工体制台帳、施工体系図の提出等

請負人は、建設業法に基づき、下請契約をする場合は、下請契約金額にかかわらず、「施工体制台帳」、「施工体系図」を作成し、監督員に写しを提出すると共に、工事関係者、及び公衆が見やすい場所に、施工体系図と建設業許可票(下請業者分除く)を掲げること。

なお、工事請負契約約款第8条の下請負人の通知については、施工体制台帳の提出をもって通知したこととする。

※施工体制台帳に関する詳細は下記のURLを参照。

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/sekoutaisei.html

8 工事現場における施工体制の点検

請負人は、本市が行う「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく工事現場における適正な施工の確保のための点検を受けなければならない。

- (1) 点検内容は次のとおり。
 - ア 監理技術者等資格の確認
 - イ 配置予定技術者と契約後の通知に基づく監理技術者の同一性の確認
 - ウ 現場の専任状況の点検(工事請負契約約款第11条)
 - エ 施工体制台帳の点検(下請契約書共)
 - オ 施工体系図の点検(工事関係者、及び公衆が見やすい場所に掲示)
 - カ 施工体制の把握
 - キ CORINS 登録の点検等
 - ク 施工中の建設業許可を示す標識等の点検
 - (ア) 建設業許可を示す標識(工事関係者、及び公衆の見やすい場所に掲示)
 - (4) 建設業退職金共済制度に関する掲示(事業場の見やすい場所)
 - (ウ) 労災保険に関する掲示(事業場の見やすい場所)
 - (エ) 再下請通知を元請負人に提出すべき旨の掲示(工事関係者の見やすい場所) ※掲示する内容は、次の文案を参考に作成する。

工事現場に掲示する書面の文案

下請負人となった皆様へ

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)第 14 条の 4 に規定する再下請負通知書を提出してください。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して同様の書類を提出してください。

OO株式会社

- (2) 請負人は、工事着手前等において、監理技術者など配置予定技術者(入札前に財政局から提出を求められた工事)に変更が生じた場合は、速やかに配置技術者(変更)届出の手続きを財政局に対して行う。
- (3) 請負人は、本市監督員等から監理技術者資格者証の提示を求められた場合は、速やかに提示すること。

9 建設副産物情報交換システム (COBRIS)

再生資源(対象再生資源:土砂・砕石・加熱アスファルト混合物)の利用または建設副産物(対象建設副産物:建設発生土・コンクリート塊・アスファルトコンクリート塊・建設発生木材)が発生する場合、請負人は、当該工事に関する必要な情報を登録し、入力の確認として、以下の書類をシステムで作成し提出する。また、再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書、及び確認結果票を掲示する。

(1) 施工計画時

「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」(計画書作成後に出力したもの)を施工計画書に含めて提出する。

(2) 工事完成時

「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」(実施書作成後に出力したもの)を工事完成図書に含めて提出する。

10 情報共有システム (ASP)

情報共有システム (ASP) を利用希望する場合は、利用について事前に監督員と協議を実施すること。

なお、情報共有システム(ASP)の利用に関する詳細な内容については、「横浜市建築工事の情報共有システム実施要領」、「横浜市土木工事等の情報共有システム実施要領」(令和7年3月26日以降に行う契約の申込みの誘引(公告等)に係る契約を締結した工事及び令和7年4月1日以降に完成検査を行う工事については、「土木工事等の情報共有システムの運用について」)及び資源循環局ホームページ「工事関係書類一覧表」による。

11 建設業退職金共済制度の推進

請負人が、期間雇用者を採用する場合には、建設業退職金共済制度の推進に協力すること。また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を工事現場の見やすい箇所に掲示すると共に下請業者に対しても周知、及び協力要請すること。

なお、期間雇用者の採否にかかわらず、契約日から原則として2か月以内に「建設業退職金共済制度掛金充当状況等報告書」を監督員に提出すること。

12 公共事業労務費調査等の協力

- (1) 請負人は、本工事が国の実施する公共事業労務費調査等の対象工事となった場合は、調査表等に必要事項を正確に記入し提出するなど必要な協力を行わなければならない。 なお、本工事の完了後においても同様とする。
- (2) 請負人が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負人は当該下請工事の受注者に前項と同様の義務を負うことを定めなければならない。

13 ワンデーレスポンス

(1) 「ワンデーレスポンス」とは、所定の工期内に工事を完成させることを目的に、監督員と請負人が意思疎通を図り、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するため、監督員が、請負人からの協議や質問への回答を、基本的に「その日のうち」に行うものである。「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを請負人と協議し、回答日を通知する。ただし、協議や質問の内容によっては、翌日中(閉庁日は除く)に回答するものとする。

- (2) 請負人は、実施工程表の提出にあたり、工事の進捗状況を把握できる工程管理の方法について、監督員と協議を行うこと。ただし、別途特記仕様書等により工程管理の方法について取決めのあるものは、それに従う
- (3) 請負人は、工事施工中において、問題が発生した場合、及び計画の工程と実際の工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を明らかにするとともに、速やかに監督員に報告すること。

なお、報告した内容は記録に残しておくこと。

14 個人情報

請負人は、個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取扱いについて、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

15 工事の一時中止

工事請負契約約款第21条に基づく工事の全部又は一部の施工を一時中止する場合は、「工事の一時中止に係るガイドライン」(横浜市)による。

第2 工事関係図書

1 提出書類、及び提出方法

提出書類、及び提出方法は、資源循環局ホームページ「工事関係書類一覧表」のとおりとする。また、別途監督員から指示する場合は、その提出方法とする。

2 火災保険等

火災保険その他の保険に、直ちに加入しなければならない。なお、工事請負契約約款第 54条第1項の火災保険その他の保険は、次による。

- (1) 保険の種類は普通火災保険、建設工事保険、その他の保険がある。
- (2) 保険期間は、原則として工事着手の日から工事目的物の引渡しの日までとする。
- (3) 保険の目的物は、工事目的物とする。(ただし、杭工事部分は除くことができる。)
- (4) 保険金額は、請負金額とする。(ただし、杭工事部分は除くことができる。)
- (5) 被保険者
 - ア 普通火災保険は、原則として横浜市長とする。
 - イ 建設工事保険は、工事請負人とする。ただし、火災による損害てん補分について は、原則として横浜市長を受取人とする特約を付すること。
- (6) 工事ごとの保険契約ではなく、総括契約(契約期間中の全請負工事に関する保険契約等) も可能とする。この場合、前各号によらないことができる。
- (7) 保険証券などの提出

保険の契約を締結したときは、直ちにその証券又はこれに代わるものを監督員に提出する。なお、普通火災保険以外は写しでも良い。

3 施工計画書

- (1) 請負人は、施工前に、工事の実施に必要な施工計画書を提出すること。
- (2) 品質計画、一工程の施工確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工 計画書を当該施工前に提出すること。ただし品質計画以外の部分は、あらかじめ監督員の 承諾を受けた場合省略できる。
- (3) 施工計画書の一般的記載事項
 - ア 工事の概要
 - イ 施工手順
 - ウ 施工方法(仮設計画含む)
 - エ 計画工程表(週休2日実施工事は法定休日・所定休日も記載する)
 - 才 現場組織表
 - カ 安全管理(安全訓練の実施を含む)
 - キ 荒天時等の対応に関する検討(強風、豪雨、豪雪時における作業中止の基準を定めるとともに、中止時の仮設構造物、建設機械及び資材等の具体的な措置)
 - ク 出来形・品質確保の実施方法
 - ケ 再生資源の利用の促進
 - コ その他監督員が指示した事項

なお、安全管理については、当該工事に必要と思われる安全対策について記載すること。記載内容については、契約後の打合せ時に監督員と協議し、決定すること。

(4) 施工の内容を変更するときは、その都度、変更部分の施工前に、変更施工計画書を作成し、監督員の承諾を受けること。

4 施工図

施工上必要な各種の躯体図、納まり図、原寸図、製作図又は型板の類は、いずれも施工 に先立ち監督員の承諾を受けること。

また、必要図面、縮尺等は監督員と協議し決定すること。

5 工事月報

毎月末までの工事進捗状況を、翌月5日までに監督員に報告すること。ただし、工事出来高が発生しない場合など、報告すべき事項がない月については、監督員と協議し省略することができる。

6 現場休業届

工事現場を連続して4日以上休業する場合は、休止する3日前までに監督員に提出すること。ただし、施設管理者等が常駐している工事現場については、監督員と協議し省略することができる。

7 工事記録写真

請負人は、施工に当たって次の事項に関するデジタル写真を撮影し、工程順に編集し工事完成時に提出すること。提出については、デジタル写真管理情報基準(横浜市)による。

- (1) 工事場所の工事着手前、施工中及び完成時の状態。
- (2) 工事場所周辺の構造物等で、工事実施の影響を受けて、沈下、亀裂等が起こる恐れのある物の状態。
- (3) 施工の妨げになるため移設し、施工完了後復旧する場合の移設前、及び復旧後の状態。
- (4) 工事完成後では、検査、確認が不可能又は困難である構造物及び施工上隠ぺいされてしまう各種工事の終了時の状態。
- (5) 事故、災害が発生したときの状態。
- (6) その他、監督員が指示したもの。

8 完成図書その他

請負人は、工事完成時に以下を本市に引き渡す。なお、作成部数、及び内容に変更があるものについては、監督員が別途指示する。

工事概要書	各種試験成績表	物品引継ぎ内訳書
完成図	機器類試験成績表	
施工図	各種届出関係書類	機器台帳
機器完成図	処分証明書類	工事記録写真
主要機器類の連絡先等一覧表	取扱説明書	付属品類
使用材料等一覧表	維持管理注意事項説明書	その他監督員の指示するもの

第3 施工管理

1 使用機器、及び材料

- (1) 工事で使用する機器、及び材料(以下、「工事用材料等」という。)は、全て新品を使用する。ただし、支給品、及び仮設工事に使用する工事用材料等については、この限りではない。
- (2) 工事用材料は、事前に「工事用材料等承諾願」に設計仕様に適合することが確認できる 資料(検査成績書や化学物質等安全データシート(SDS)等)を添付して提出し、監督 員の承諾を受けること。

なお、工事用材料等が、規格等(JIS等の規格(自己適合宣言を含む)、一般社団法人公共建築協会の評価名簿に登載されている機器、及び材料、一般財団法人ベターリビングのBL認定品等)で品質・性能保証されている場合は、その規格等の種類・番号を「工事用材料等承諾願」に記載することで、資料添付を省略することができる。

- (3) 監督員が検査を必要と認めた工事用材料は、搬入時に材料検査申請書に基づき現場代理人立会の下で材料検査を行うこと。
- (4) 使用材料についてはノンアスベスト材料とし、アスベスト含有材料を使用しないこと。 また、リフラクトリーセラミックファイバー含有製品も使用しないこと。

2 施工

(1) 安全管理指定工事

安全管理を優先的に考慮すべき工事として指定された場合は、「横浜市工事安全管理規則」に準じて「安全管理指定工事特記仕様書」に従い施工すること。

(2) 段階点検

本工事に段階点検の実施が義務づけられた場合は、特記仕様書の記載に従い段階点検を 実施すること。

(3) 測定器具類

試験に使用する測定器具類は、適切に校正された器具により行い、監督員等から校正記録の提出を求められた場合は提出すること。

(4) アスベストを含む仕上材、保温材等の解体 アスベストを含む仕上材、保温材等の解体に当たっては、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)に基づき適正に処理すること。

(5) 環境配慮について

運搬車両については資材等の積み下ろし等の停車時間、建設機械については現場内における作業待ち時間が5分以上経過されると予想された場合にアイドリングストップを実施すること。

3 工事現場管理

- (1) 地元住民への配慮
 - ア 施工に当たっては、監督員と協議の上、地元住民に迷惑を及ぼさないよう最大限の配 慮をすること。
 - イ 請負人は施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないようにすること。
 - ウ 請負人は、地元関係団体等から施工に関して苦情があり、請負人が対応すべき範囲は 誠意を持ってその対応にあたること。
- (2) 工事現場の維持管理
 - ア 工事現場周辺の道路、及び仮排水路は、監督員、及び道路管理者の指示に従い、常に 良好な状態に保つよう、適切な維持管理を行うこと。
 - イ 工事現場は、工事用機械器具、材料及び建設発生土等が常に整理されていて、作業の 安全と能率的運営が確保できる状態にすること。また、火災、盗難等が発生しないよう に十分注意し、大雨、出水等による災害の防止について日頃から配慮すること。
 - ウ 他の請負人と同一又は隣接する工事場所で作業するときは、常に協力して工事の進捗 を図るとともに、監督員との協議の上、安全に関し相互に必要な措置を講じること。

- エ 請負人は、本施工に当たって、機器その他に異常な箇所を発見した場合は、監督員に 速やかに報告すること。
- (3) 測量杭、及び境界杭

既存境界杭は、敷地の内外を問わず監督員の指示のない限り、移設、除去又は埋設しないこと。工事中に破損損失恐れのある境界杭、及び特に監督員が指示する境界杭については、1か所につき4か所以上の引照点を設け、これらを良好な状態に維持すること。

(4) 埋設物、埋蔵物、障害物等の立会い

工事現場において埋設物、埋蔵物、障害物等を発見した場合は、速やかに監督員に報告し立会いを求め、その指示を受けること。

- (5) 掲示板等の設置
 - ア 工事現場には公衆に周知するため、以下の事項を記載した標示板等を設置する。ただし、標示板等の設置が困難、不要と判断される場合は、監督員の承諾を得て省略する事ができる。
 - (ア) 工事名
 - (イ) 工事場所
 - (ウ) 発注局
 - (エ) 工事担当課
 - (オ) 請負人住所、氏名及び連絡先
 - (カ) 工事期間
 - イ その他法令等の必要に応じて次の標識類を公衆が見やすい所に掲げる。
 - (ア) 建設業の許可票

 - (ウ) 施工体系図
 - (エ) 再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示
 - (オ) 建設業退職金共済制度導入者である標識に関する掲示
 - (カ) 大気汚染防止法第で定める石綿含有材の事前調査結果、解体等の作業に関する掲示
 - (キ) 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及び確認結果票の掲示
 - (ク) 週休2日工事である旨の掲示(大きさはA3以上)
 - (ケ) 道路占用許可証、道路使用許可証

4 安全管理

(1) 資源循環局構内作業基準

請負人は、本工事の実施にあたり「資源循環局構内作業基準」を遵守し作業にあたること。

(2) 労働安全

作業の安全については、「労働基準法」、「労働安全衛生法」、「廃棄物焼却施設内におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」、「防じんマスクの選択、使用等について(厚生労働省通達)」、「防毒マスクの選択、使用等について(厚生労働省通達)」、その他関係法令・規則・基準を遵守すること。

(3) ダイオキシン類のばく露又はその懸念がある場所での作業

ダイオキシン類のばく露又はその懸念がある場所での作業については、「資源循環局構内作業基準」に記載のある「ダイオキシン類のばく露又はその懸念がある場所での作業」を遵守し、作業にあたること。

(4) 足場仮設

ア 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」について(厚生労働省 令和5年12月)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。

イ 足場の組立、解体、変更の作業時は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関す

る基準」における2の(1)手すり据置き方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。

- ウ 請負人は、工事着手前に足場の種類、及び設置方法等について、監督員と協議しな ければならない。
- エ 請負人は、足場を設けた場合、労働安全衛生規則第567条第2項、及び第655条第1項第2号による足場等の組立て・変更時・解体等の点検を実施し、第567条第3項、及び第655条第2項によりこれを記録し、保存すると共に監督員等から提示を求められた場合はすみやかに提示する。

なお、点検に際しては「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について(安全衛生部長・令和5年3月14日付け基安発0314第2号)による「足場等の種類別点検チェックリストの例」を参考に足場の種類に応じたチェックリストを作成し、実施する。

- オ 請負人は、足場での作業がある場合、足場の設置者であるかに関わらず、点検者を 指名して日々の作業開始前に労働安全衛生規則第567条第1項に基づく点検、及び補 修を実施する。
- (5) 公衆災害の防止

「建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省策定)」を遵守すること。

(6) 災害防止

災害、及び事故の予防対策については、関係法令等に準拠して万全を期するほか、台 風、豪雨など予測できる荒天に対して適切な措置を講じること。

(7) 保安管理

請負人は、作業者の監督、及び指導について留意し、工事中は、他の作業者と区別できる保安帽等を全員に着用させること。また、火気、電気、危険物等の取扱いには留意すること。

(8) 安全確保

工事現場内外を問わず人命、及び財産に危害、及び損傷を与えないように常に安全に 留意し、必要に応じて適切な予防措置を行う。火災、盗難、騒音その他事故の予防についても同様とする。

(9) 緊急措置

施工中に事故が発生した場合は、必要な応急処置を施すとともに、その措置、状況等を直ちに監督員に報告して指示を受けること。

5 法定資格者等

請負人は、施工に際し、法定資格者の就労を必要とする作業には、必ずその有資格者を 従事させること。また、職務についても法令等に基づき確実に遂行するように管理するこ と。

- (1) 法定作業主任者の選任
 - ア 労働安全衛生法 16 条の規定による安全衛生責任者若しくはこれに準じる者、又は統括安全衛生責任者若しくはこれに準じる者を選任すること。

なお、本市より統括安全衛生責任者等の指名を受けた場合は、すみやかに労働基準監督署に届け出ること。

- イ 請負人は、労働安全衛生法に定められた危険作業(酸素欠乏危険作業、足場の組立 て等作業)を行う場合は、有資格者の中から作業主任者を選任し、法令等に定められ た特別教育、現場の指示及び指揮を行うこと。
- (2) 法定資格等の証明書の携帯

法定資格等は、その証明書を作業員に携帯させ、本市監督員が提示を求めた場合は、 これに応じること。

6 建設副産物の処理

- (1) 請負人は、建設副産物(建設発生土等、及び建設廃棄物)の処理に当たっては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令、条例その他の諸規定により適正に行うとともに再使用、再生利用に努める。
- (2) 請負人は、建設発生土、建設廃材(アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、 現場発生路盤材=旧路盤材)、木くず(伐採樹木、剪定枝葉及びこれらに類するものは除 く。)の処分については、「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」により行う。
- (3) 焼却炉等から排出される耐火物は「がれき類」とし、南本牧第5ブロック廃棄物最終処 分場に安定型産業廃棄物として処理する。
- (4) 廃棄物処理については、処理前に「産業廃棄物処理計画書」に必要書類を添付して監督員に提出する。処理後には「産業廃棄物処理報告書」、及び「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」A票、B2票、D票、E票の写しを添付して監督員に提出する。電子マニフェストを利用する場合、適正に処分されたことを示す書類を添付する。
- (5) 廃石綿等の特別管理産業廃棄物を排出する場合や、石綿障害予防規則に基づく必要な措置に係る事項については、必要により監督員と協議する。
- (6) 建設副産物の処理に関して、不明な点等がある場合は監督員と協議する。
- (7) (1)から(6)に係る様式、及び要領等については、下記のURLの【資源循環局工事・委託 仕様書等ダウンロードサービス】、及び【工事提出書類 様式 ダウンロードコーナー】を 参照すること。

仕様書: https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/shigen/yoshiki/youshiki5.html

第4 検査

1 検査の種類

検査は、完成検査、出来形部分検査、中間技術検査とし、検査主幹が任命する技術検査 員が実施する。

- (1) 完成検査、及び出来形部分検査は、契約書に基づく請負人の届出を受け、主任監督員 が現場等を照合(自主検査)して支障ないと認めた場合に実施し、品質、及び出来形等 の確認を行う。
- (2) 中間技術検査は、特記仕様書で定める工事のみ実施し、自主検査は行わない。

2 施工時立会検査

- (1) 材料検査申請書に基づく工事用材料検査のほか監督員が指示する場合に以下の立会検査を行う。立会検査は原則として監督員が行う。
 - ア 施工後では、検査が不可能である場合又は事前に指示した工程が終了したときに行う 立会検査
 - イ 施工時材料の調合を要するもの
 - ウ 工場製作の機器類、製缶類、盤類等は当該製造工場に出向いた立会検査
 - エ 機器等の据付け又は配管、配線等の工事終了後の検査
 - 才 絕緣試験、機能試験、通水試験、圧力試験、試運転調整、各種測定(振動、騒音、温度上昇等)等
 - カ その他、監督員が指示するもの
- (2) 同一工程をくり返し行うものについては、工程ごとに検査を受けること。また、完了後も監督員が指示する検査を行うこと。

第5 契約不適合責任

1 契約不適合責任期間

契約不適合責任期間は特記仕様書に記載のない限り、工事請負契約約款に定める期間とする。

2 契約不適合責任点検

請負人は、次の工事について、引渡しの日から1年以内(原則として引渡しの日から起算して11か月経過し12か月経過する以前の期間)に、本市が行う契約不適合責任点検に立ち会うこと。なお、元請工事と下請工事の工種が異なる場合は、元請工事の工種の定めにより判断し、下請工事は元請工事と同様とする。

(1) 建築工事

٠,	,e,k= ;	
	新築・改築・増築工事	全ての工事
	改修工事	請負金額 3,500万円以上

(2) 建築付帯設備工事、及びプラント設備工事

新設・増設工事	全ての工事
改修工事(更新、補修、改造等)	請負金額 2,500万円以上(注)

(注) ただし、次の工事場所のプラント設備工事は対象外とする。 焼却工場(保土ケ谷工場含む)、最終処分場、排水処理施設、磯子検認所、選別センター、 輸送事務所

(3) その他

その他、特記仕様書等で指定する工事又は監督員との協議により決定した工事

3 契約不適合責任修補

請負人は、契約不適合責任点検において、契約不適合責任があると認められたときは、 速やかにその契約不適合責任補修を行い、契約不適合責任修補報告書を提出すること